

第21期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- (1)業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- (2)剰余金の配当等の決定に関する方針
- (3)連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- (4)連結計算書類の連結注記表
- (5)計算書類の株主資本等変動計算書
- (6)計算書類の個別注記表

ブランディングテクノロジー株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：<https://www.branding-t.co.jp/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために「内部統制システム構築の基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「コンプライアンス管理規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ② 公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。
 - ③ 代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - ④ 反社会勢力に対しては、「反社会勢力対処規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議および申請規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
 - ② リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に対し報告を行う。

- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ② 取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。
 - ③ 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社運営規程」に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査役へ報告する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は関係会社運営規程に基づき事前に当社の承認を得ることなどにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任するほか、当社の監査役及び内部監査室による監査により、業務の適正性を検証する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べるができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役は、監査役の出席する取締役会その他重要な会議において担当する職務の執行状況を報告する。

② 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や当社及び子会社等に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。又、内部通報制度に基づく通報があった場合は遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。

③ 監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に何時にでも説明を求める事が出来る。監査役から説明を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。

④ 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱い

を行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行っていないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を「内部通報および公益通報者保護規程」において定め、その保護を図るものとする。

(8) 子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

- ① 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査役に報告するとともに、関連会社運営規程に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。
- ② 当社の管理担当部門は、子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

(9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
- ② 内部監査室は、監査役と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて監査役立ち会いのもと内部監査を行う。
- ③ 取締役及び使用人は、監査役が会計監査人と会計監査の内容等についての情報交換が充分に行える体制を整える。又、監査役が顧問法律事務所と何時にでも会社経営全般についての法律相談を行える体制を整える。
- ④ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を高めるため、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 取締役の職務執行について

- ① 当社の取締役会は5名の取締役（うち社外取締役は1名）で構成されており、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度において取締役会は22回開催されました。
- ② 取締役会は取締役会規程等に基づき運営され、取締役会に付議又は報告すべき事項が各取締役より上程されて経営上の意思決定がなされております。また、取締役会には3名の監査役（うち社外監査役2名）が出席し、各取締役の職務執行状況を監督しております。なお、取締役会で用いられた資料、議事録等は文書または電磁的方法で記録・保管されております。

(2) 監査役の職務執行について

- ① 当社の監査役会は3名の監査役（うち社外監査役は2名）で構成されており、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当事業年度において、監査役会は13回開催されました。
- ② 監査役会は監査役会規程等に基づき運営され、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。監査役は、取締役会への出席、重要文書の閲覧、役職員への聴取並びに会計監査人及び内部監査室との情報交換等により、取締役の職務執行について監視を行っております。

(3) リスク管理及びコンプライアンスについて

- ① コンプライアンス意識の徹底を図るため、コンプライアンス研修を半期に1度開催し、定期的に教育を実施しております。また、入社時に教育を実施するほか、全社を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。
- ② 内部監査室により、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。
- ③ コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部 留保の充実が重要であると考える一方で、株主利益の最大化が重要な経営目標の一つと認識しております。利益配分につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業への投資計画等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。

上記方針のもと、当期の業績が堅調に推移していることや財政状態を勘案した結果、期末配当金を1株当たり12円とさせて頂くことを予定しており、第1号議案によりお諮りいたします。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	157,769	154,430	760,624	△ 26,703	1,046,121
当連結会計年度変動額					
減 資	△ 107,769	107,769			—
新株予約権の行使	800	800			1,601
親会社株主に帰属する当期純利益			81,919		81,919
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△ 106,969	108,570	81,919	—	83,520
当連結会計年度末残高	50,800	263,000	842,543	△ 26,703	1,129,641

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	588	2,847	3,435	74	3,183	1,052,815
当連結会計年度変動額						
減 資			—			—
新株予約権の行使			—			1,601
親会社株主に帰属する当期純利益			—			81,919
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 588	3,327	2,738	2,280	103	5,123
当連結会計年度変動額合計	△ 588	3,327	2,738	2,280	103	88,643
当連結会計年度末残高	-	6,174	6,174	2,355	3,287	1,141,459

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 株式会社アザナ
株式会社ファングリー
VIETRY CO., LTD.

②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社 1社
- ・持分法を適用した関連会社の名称 株式会社ソーシャルスタジオ

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数はなお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～22年
その他	2～20年

②無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアは、販売見込数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年）に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額によっております。

自社利用のソフトウェアは、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループでは、顧客に対してオウンドメディア、経営サポート、ブランドコンサル、Webコンサル、ネット広告等のサービスの提供をしております。

オウンドメディアでは、主に、企業が自社で所有し、消費者に向けて発信するWebサイト、ランディングページ、バナー、パンフレット等の制作を行っております。

ブランドコンサルにおいては、ブログやメールマガジン、SNSを活用し、顧客が収益を拡大させるための記事コンテンツや動画コンテンツなどの企画・制作を請け負うコンテンツ制作や、歯科タウン・Ha・no・ne等の自社メディアの運用等を行っております。

Webコンサルにおいては、Webマーケティング戦略を立案し、サイトの分析を通じて課題を明確にし、効率的な運用体制構築の支援等を提供しております。

オウンドメディア、ブランドコンサル並びにWebコンサルのサービスの提供に関しては、主に制作物の納品または役務提供により当該財またはサービスに対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されることから、当該一時点において収益を認識し、また、一定の期間において当該権利を顧客が使用可能となるものやサービスを提供するものについては、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。

経営サポートにおいては、オウンドメディア構築を行った顧客に対し、成果を最大化するためのサポート対応を行っております。具体的には、アクセス解析レポートの提供、運用保守サービス等の提供を行っております。

経営サポートに関しては主に契約期間の経過とともに履行義務が充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分にて計上しております。

ネット広告においては、主に各種広告媒体への出稿およびクリエイティブ・サービスを含む広告制作や各種コンテンツ提供等のサービスの提供を行っております。

ネット広告に係る各種媒体への出稿に関しては、主としてメディアに広告出稿がなされた時点から契約期間の経過とともに履行義務が充足されるものであり、一定の期間にわたり収益を認識し、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分にて計上しております。

当社グループのサービスの収益はいずれも、販売契約における対価から、値引きなどを控除した金額で算定しております。また、契約の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、本人としての性質が強いと判断されるため、収益及び原価を総額で計上しております。

また、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当社グループは2021年4月1日より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき、変動対価及び顧客に支払われる対価を考慮して測定し、製品に対する支配が顧客に移転した時点で認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表

①差入保証金に係る表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「差入保証金」（当連結会計年度は70,008千円）は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。

②敷金に係る表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記していた「投資その他の資産」の「敷金」（当連結会計年度は38,637千円）は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。

③長期預り保証金に係る表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記していた「固定負債」の「長期預り保証金」（当連結会計年度は101,500千円）は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性の判断

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産	25,393千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の十分性及びタックス・プランニング等に基づいて、税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減す

ることが認められる範囲内で計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得の十分性の判断に当たっては、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画に含まれる将来の売上高の予測や費用の見込みにあたっては、ネット広告市場の成長及び新規受注件数の見込みに係る予測を考慮した売上高の増加に係る仮定が含まれています。

当該仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 121,396千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末に発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,619,600株 |
|------|------------|

- (2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 25,745株 |
|------|---------|

(3) 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に係る事項として次のとおり提案しております。

配当の総額	19,126千円
1株当たり配当額	12円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

- (4) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
- 2017年2月15日開催の取締役会決議による第4回ストックオプション
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 19,800株 |
|------|---------|

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用は概ね3ヵ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金として調達しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体企業の信用リスク及び市場リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、与信管理規程に従い、個別案件ごとに取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券について定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 短期借入金	30,000	30,002	2千円
(2) 長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	356,691	356,249	△441
負債計	386,691	386,252	△438

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)短期借入金 (2)長期借入金 (1年内返済予定長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 短期借入金	—	30,002	—	30,002
長期借入金 (2)（1年内返済予定 長期借入金を含む）	—	356,249	—	356,249
負債計	—	386,252	—	386,252

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 短期借入金 (2) 長期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 712円62銭
(2) 1株当たり当期純利益 51円46銭

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト			合 計	そ の 他	合 計
	ブ ラ ン ド 事 業	デ ジ タ ル マ ー ケ テ ィ ン グ 事 業	オ フ シ ョ ー ル 関 連 事 業			
オウンドメディア	537,385	-	34,127	571,513	-	571,513
経営サポート	528,242	-	10,921	539,163	-	539,163
ブランドコンサル	380,800	-	-	380,800	-	380,800
Webコンサル	-	150,943	14,468	165,411	-	165,411
ネット広告	-	3,197,219	85,291	3,282,510	-	3,282,510
顧客との契約から生じる収益	1,446,428	3,348,162	144,807	4,939,399	-	4,939,399
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,446,428	3,348,162	144,807	4,939,399	-	4,939,399

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 会計方針に関する事項」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	157,769	92,269	62,500	154,770	723,140	723,140	△ 26,703	1,008,977	
当 期 変 動 額									
減 資	△ 107,769		107,769	107,769		—		—	
新株予約権の行使	800	800		800		—		1,601	
当 期 純 利 益				—	46,568	46,568		46,568	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—		—		—	
当期変動額合計	△ 106,969	800	107,769	108,570	46,568	46,568	—	48,170	
当 期 末 残 高	50,800	93,070	170,270	263,341	769,709	769,709	△ 26,703	1,057,147	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	588	588	74	1,009,640
当 期 変 動 額				
減 資		—		—
新株予約権の行使		—		1,601
当 期 純 利 益		—		46,568
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 588	△ 588	2,280	1,692
当期変動額合計	△ 588	△ 588	2,280	49,862
当 期 末 残 高	-	-	2,355	1,059,503

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～22年
工具器具備品	2年～20年
車両運搬具	2年

②無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアは、販売見込数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間（3年）に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額によっております。自社利用のソフトウェアは、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社では、顧客に対してオウンドメディア、経営サポート、ブランドコンサル、Webコンサル、ネット広告等のサービスの提供をしております。

オウンドメディアでは、主に、企業が自社で所有し、消費者に向けて発信するWebサイト、ランディングページ、バナー、パンフレット等の制作を行っております。

ブランドコンサルにおいては、ブログやメールマガジン、SNSを活用し、顧客が収益を拡大させるための記事コンテンツや動画コンテンツなどの企画・制作を請け負うコンテンツ制作や、歯科タウン・Ha・no・ne等の自社メディアの運用等を行っております。

Webコンサルにおいては、Webマーケティング戦略を立案し、サイトの分析を通じて課題を明確にし、効率的な運用体制構築の支援等を提供しております。

オウンドメディア、ブランドコンサル並びにWebコンサルのサービスの提供に関しては、主に制作物の納品または役務提供により当該財またはサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、当該一時点において収益を認識し、また、一定の期間において当該権利を顧客が使用可能となるものやサービスを提供するものについては、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。

経営サポートにおいては、オウンドメディア構築を行った顧客に対し、成果を最大化するためのサポート対応を行っております。具体的には、アクセス解析レポートの提

供、運用保守サービス等の提供を行っております。

経営サポートに関しては主に契約期間の経過とともに履行義務が充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分にて計上しております。

ネット広告においては、主に各種広告媒体への出稿およびクリエイティブ・サービスを含む広告制作や各種コンテンツ提供等のサービスの提供を行っております。

ネット広告に係る各種媒体への出稿に関しては、主としてメディアに広告出稿がなされた時点から契約期間の経過とともに履行義務が充足されるものであり、一定の期間にわたり収益を認識し、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分にて計上しております。

当社のサービスの収益はいずれも、販売契約における対価から、値引きなどを控除した金額で算定しております。また、契約の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、本人としての性質が強いと判断されるため、収益及び原価を総額で計上しております。

また、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

投資事業組合出資の会計処理

投資事業組合への拠出額は出資金として認識し、同組合の当事業年度に属する損益の持分相当額を出資金評価損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当社は2021年4月1日より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき、変動対価及び顧客に支払われる対価を考慮して測定し、製品に対する支配が顧客に移転した時点で認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産	21,100千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の十分性及びタックス・プランニング等に基づいて、税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により回収可能性を判断し、将来の税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得の十分性の判断に当たっては、事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画に含まれる将来の売上高の予測や費用の見込みにあたっては、ネット広告市場の成長及び新規受注件数の見込みに係る予測を考慮した売上高の増加に係る仮定が含まれています。

当該仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等によって繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 109,089千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分掲記したものは除く）

関係会社に対する短期金銭債権	2,441千円
関係会社に対する短期金銭債務	6,909千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	42,550千円
営業費用	253,220千円
営業取引以外の取引高	11千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

25,745株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位；千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	13,146
貸倒引当金	970
減損損失否認額	1,351
減価償却超過額	1,691
税務上の繰越欠損金	6,949
その他	8,807
繰延税金資産小計	32,917
評価性引当額	△10,687
繰延税金資産合計	22,230
繰延税金負債	
未収事業税等	1,129
繰延税金負債合計	1,129
繰延税金資産の純額	21,100

8. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	663円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	29円25銭

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「10. 収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。